

益を問はざる既存證據資料を通じたる事實の真相と見解の精透と、萬一の誤判なきを期するため新證據の必要を力説して其の申請をなせり。

布施氏等は之に依りて立證事項に適切なる事實上の關係者、見聞者調査者たる證人の招換書類の取寄及び實地見聞の直接證據として中大路氏農商務省工場監督官以下七十名の證人、農商務省より釜石、足尾、日立各鑛山事業成績報告書、及同各鑛山に起れる労働爭議紛擾の調査報告書内務省より同上労働爭議紛擾の視察報告書、其他通計十二書類の取寄せ及び實地檢證の申請をなせり。

此結果裁判所に農商務省工場監督官石原修、元岩手日報記者加藤正藏、元岩手民報社主幹武田源助、岩手毎日新聞記者菊地武雄、元鑛山社員山村理一、及川仁左衛門の證人と、農商務省よりの記録取寄せ、縣廳より記録取寄せ等の一部を採擇して其他を留保し尙職權を以て松崎勇八の取調をなす旨を決定せり。

新證據悉く被告に利益

此結果として布施氏等は公判庭に於ける證據調べ及び書類取寄せの結果、農商務省技師石原修氏の證言に依つて、釜石鑛山に於ける從業者の待遇中衛生設備に關する事項の慘澹たる事實、他の鑛山との比較に於て甚だ劣惡なる事實、十一月三十日十二月一日鑛山側と從業者側との會見當時立會

したる武田、加藤、菊地の三證人に由りて、當時の狀況は中大路氏道、井上憲の供述及警察官憲の調査報告書にあるが如き亂暴なるものにあらざること及び其他、又山村理一の證言に由りて所謂鑛山側證人の態度の甚だしく曖昧なる事實、被告の爲め被告事件のため強ひて不利益なることの供述に努め利益なる點の供述を避くるの嫌ある事實、山村證人等の直接關係たる被告等の脅迫強制等に關する豫審の供述は豫審判事の誘導に依るものなることを想はしむること裁判長の自由訊問に對する山村證人の供述は明かに被告等より脅迫せられたる事實を否認せるに拘らず、檢事よりの推理訊問に由りて其の供述を不利益化せしめたる事實を推知し得べしと指摘し、更に農商務省より取寄せたる記録を引用して鑛山側の非は明瞭なる事實にして、不利益證據の益々信用に價せざることを痛感したり。茲に於て尙一層根本的研究の必要なることを確信せりとなせり。

一部證人喚問の却下と裁判官忌避理由

然るに裁判長等は俄かに周章して、採擇せし證據調べの終了するや、甚だ焦燥なる態度を以て、無難作に及川仁左衛門の證人決定を取消し、留保せる證據申請を全部却下せむとせり。布施氏等は之に對し『此度の證據調べに依つて新しい理由も發見し、次いで更に證人の必要を認め、申述べたる申請理由に更に理由辨明の必要もあり且檢事の反對もありしことなれば、之等を新しく申請辨明し